

1 公害行政の概要

(1) 公害の行政機構

本市の環境行政機構における公害対策組織は、昭和44年4月の騒音規制法の施行に伴い、当時の経済部商工課に公害担当が置かれたのが始まりである。

以後、法体系が整備され公害対策が推進されるに従って、本市の機構も拡充や縮小を繰り返し、平成15年4月から生活環境課となり現在に至っている。

表-1) 環境（公害部門）行政機構の推移

年 月	職員数 (課長を含む)	摘 要
昭和 44年 4月	3	経済部商工課に公害担当主査を置く
45年 4月	4	経済部商工課に公害係を置く
46年 4月	6	経済部に公害課を設置、対策係、調査係を置く
46年 11月		庁舎内に公害実験室を設置
47年 4月	7	経済部公害課から生活環境部公害課へ
48年 4月	8	技術職員2人増員
49年 4月	8	対策係（事務3人） 調査指導係（事務1人、技術3人）
50年 7月	7	生活環境部公害課から生活経済部公害課へ
54年 7月	7	生活経済部公害課から生活環境部公害課へ
56年 7月	6	生活環境部公害課から環境部安全対策課へ
62年 4月	6	環境部安全対策課から環境部環境保全課へ
平成 2年 4月	7	事務職1人増員（技術1人、事務6人）
6年 4月	7	環境政策担当課長代理を置く
7年 7月	9	環境政策担当職員2人、公害対策係へ
8年 4月	6	環境保全課から環境総務課へ（公害対策係5人）
9年 4月	7	環境総務課長代理を置く
14年 4月	8	課長代理を廃止、技術職員1人増員 （技術2人、事務5人）
15年 4月	8	環境総務課から生活環境課へ（公害対策係7人）
16年 4月	7	事務職員1人減員（公害対策係6人）

(2) 公害関係法令に基づく届出の状況

公害関係法令としては、環境基本法（旧公害対策基本法、昭和42年8月）の下に、騒音規制法、大気汚染防止法（昭和43年）、水質汚濁防止法（昭和45年）、悪臭防止法（昭和46年）、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年）、振動規制法（昭和51年）、土壌汚染対策法（平成14年）が立法化され、公害の未然防止について事業所等への規制や対策が強化されてきた。

本市においては、騒音規制法等の事務を行っているほか、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（旧公害防止条例、平成9年）に係る申請・届出事務を行っている。

①騒音規制法に基づく届出状況（平成19年3月31日現在）

平成18年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は3社あり、特定施設を全部廃止した工場は7社であった。平成18年度末現在、騒音規制法の特定工場数は340社である。

表-2) 騒音規制法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第6条	3
数等の変更届	第8条	8
騒音防止方法変更届	第8条	0
氏名等変更届	第10条	23
使用全廃届	第10条	7
承継届	第11条	0
特定建設作業実施届	第14条	89
計		130

表-3) 特定施設別届出数（騒音）

特定施設の種類の種類	18年度設置数	18年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	5	6	805	70
空気圧縮機・送風機	18	41	2641	192
土石用破碎機等	0	0	77	14
織機	0	0	0	0
建設用資材製造機械	0	0	5	1
穀物用製粉機	0	0	0	0
木材加工機械	1	0	62	23
抄紙機	0	0	0	0
印刷機械	0	0	96	27
合成樹脂用射出成形機	0	0	112	13
鋳造型機	0	0	0	0
計	24	47	3798	340

②振動規制法に基づく届出状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

平成 18 年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は 3 社あり、特定施設を全部廃止した工場は 5 社であった。平成 18 年度末現在、振動規制法の特定工場数は 228 社である。

表－4) 振動規制法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第 6 条	3
数等の変更届	第 8 条	11
振動防止方法変更届	第 8 条	0
使用方法変更届	第 8 条	0
氏名等変更届	第 10 条	18
使用全廃届	第 10 条	5
承継届	第 11 条	0
特定建設作業実施届	第 14 条	60
件数計		97

表－5) 特定施設別届出数（振動）

特定施設の種類の種類	18 年度設置数	18 年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	11	9	875	88
圧縮機	9	4	440	98
破碎機等	0	0	66	8
織機	0	0	0	0
コンクリートブロック マシン等	0	0	2	1
木材加工機械	0	0	2	2
印刷機械	0	0	52	14
ゴム練用又は合成樹脂 練用ロール機	0	0	7	2
合成樹脂用射出成形機	3	0	165	15
鑄造型機	0	0	0	0
計	23	13	1609	228

③水質汚濁防止法に基づく届出状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

平成 18 年度に特定施設の設置届出を行った新規の事業場は 3 社あり、特定施設を全部廃止した事業場は 7 社あった。平成 18 年度末現在、水質汚濁防止法の特定事業場数は 344 社である。

表-6) 水質汚濁防止法届出件数

届出の種類	条数	件数
特定施設設置届	第 5 条	25
特定施設の構造等変更届	第 7 条	14
氏名等変更届	第 10 条	20
特定施設使用廃止届	第 10 条	20
承継届	第 11 条	5
計		84

表-7) 特定施設・業種別届出件数

特定施設の種類（業種）		18 年度設置数	18 年度廃止数	工場等実数
1 の 2	畜産農業又はサービス業	0	0	12
2	畜産食料品製造業	0	4	3
10	飲料製造業	0	0	4
17	豆腐又は煮豆製造業	0	0	8
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業、製版業	0	0	5
55	生コンクリート製造業	1	0	6
60	砂利採取業	0	0	4
63	金属製品製造業、機械器具製造業	8	2	12
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	42	37	18
66 の 2	旅館業	0	7	44
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	0	0	5
66 の 5	飲食店	0	0	6
67	洗濯業	3	2	74
68	写真現像業	0	0	5
68 の 2	病院	0	0	4
70 の 2	自動車分解整備業の洗車施設	0	0	3
71	自動式車両洗浄施設	6	6	74
71 の 2	研究、試験、検査又は専門教育	186	37	29
その他		3	3	28
計		249	98	344

④特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出状況（平成19年3月31日現在）

この法律では、一定の条件に該当する工場に対して、公害防止組織の体制づくりを義務付けている。

本市では、騒音・振動・水質汚濁に係る工場からの届出のみを受け付けており、大気やダイオキシン類を含む工場からの届出受理は神奈川県の手続きとなっている。

平成18年度に新たに届出を行った工場はなく、厚木市内の騒音・振動・水質汚濁に係る届出工場数は8社となっている。

表-8) 組織法届出件数

届出の種類	条数	件数
統括者の選任・解任	第3条第3項	3
公害防止管理者の選任・解任	第4条第3項	1
公害防止主任管理者の選任・解任	第5条第3項	0
統括者の代理者の選任・解任	第3条第3項準用	1
公害防止管理者の代理者の選任・解任	第4条第3項準用	1
公害防止主任管理者の代理者の選任・解任	第5条第3項準用	0
承継届	第6条の2第2項	0
計		6

⑤土壌汚染対策法に基づく届出状況（平成19年3月31日現在）

平成18年度に提出された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法）の廃止に伴う土壌調査報告は2件であった。平成18年度末現在、厚木市内に指定区域はない。

表-9) 土壌汚染対策法届出件数

届出の種類	条数	件数
土壌汚染調査報告	第3条	2
ただし書の確認申請	第3条	5
土地利用方法変更届	規則第12条第4項	0
承継届	規則第12条第7項	0
土地の形質の変更届	第9条	0
計		7

⑥神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

この条例では、神奈川県独自に公害防止のための規制を定めている。公害を発生するおそれがあるとして条例に定められている「指定施設」を用いて事業を行おうとする事業者は、あらかじめ設置許可を受ける必要がある。許可を受けた事業所は「指定事業所」と呼ばれ、指定施設の追加等の公害防止に関する変更を行う場合や代表者の変更があった場合には、変更許可申請や変更届を行わなければならない。

平成 18 年度に、新たに設置許可申請を行った事業所は 8 社あり、事業所の廃止届は 10 社あった。

表－10) 県条例届出件数－指定事業所関係－

届出の種類	条数	件数
設置許可申請	第 3 条	8
事業開始届	第 7 条	9
変更許可申請	第 8 条	13
変更完了届	第 8 条	10
変更計画中止届	第 8 条	0
変更計画届	第 9 条	2
変更計画早期着手申請	第 9 条	0
変更届	第 10 条	40
地位承継届	第 11 条	6
廃止届	第 12 条	10
現況届	第 15 条	0
環境配慮書	第 16 条	8
環境配慮書（指定外事業所）	第 16 条	1
環境管理事業所認定申請	第 18 条	0
環境管理事業所変更届	第 21 条	30
計		137

また、条例では地盤沈下の沈静化及び未然防止のために、地下水の採取規制を行っている。本市においては、市南東部の一部が地下水採取の規制地域、それ以外が周辺地域となっている（詳細は「5 地盤沈下の概要」参照）。

平成 18 年度に規制地域内で新たに地下水採取の許可を受けた事業所はなく、地下水採取を廃止した事業所もない。平成 18 年度末現在、規制地域内の事業所は 18 社である。

表－11) 県条例届出件数－地下水採取関係－

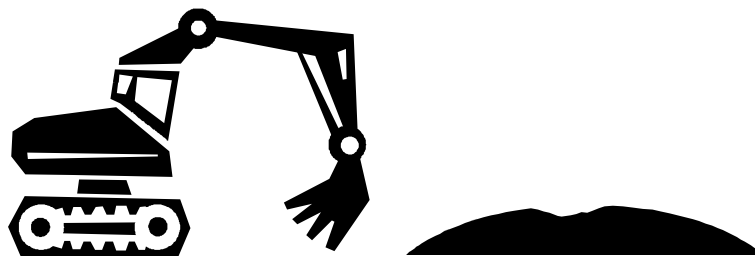
届出の種類	条数	件数
地下水採取許可申請	第 75 条	0
地下水採取開始届	第 77 条	0
地下水採取に係る変更許可申請	第 78 条	1
地下水採取に係る変更完了届	第 78 条	3
地下水採取に係る変更計画中止届	第 78 条	0
地下水採取に係る変更届	第 79 条	6
地下水採取に係る地位承継届	第 80 条	0
地下水採取現況届	第 81 条	0
地下水採取廃止届	第 82 条	0
地下水採取量及び水位測定結果報告	第 85 条	36
特別水位測定結果報告	第 85 条	36
地下水採取量測定結果報告（周辺地域）	第 85 条	45
計		127

さらに、条例では土壌汚染対策として、特定有害物質使用事業所及びダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置していた事業所を廃止したり、土地区画形質を変更したりする際に土壌調査を義務付けている（詳細は「7 土壌汚染の概要」参照）。

平成 18 年度においては、事業所廃止に伴う土壌調査報告が 6 件、区画形質の変更に伴う土壌調査報告が 8 件あった。このうち、区画形質に伴う土壌調査において 1 事業所が土壌環境基準を超過していたため、公害防止計画を作成し、周囲への汚染拡大防止対策をとっている。

表-12) 県条例届出件数-土壌汚染関係-

届出の種類	条数	件数
特定有害物質使用事業所廃止報告	第 59 条第 3 項	4
特定有害物質使用地に係る区画形質変更等届	第 60 条第 1 項	8
特定有害物質使用地に係る土壌調査報告	第 60 条第 2 項	8
特定有害物質使用地に係る公害防止計画	第 60 条第 3 項	1
特定有害物質使用地に係る公害防止計画完了報告	第 60 条第 4 項	0
土地の区画形質の変更の周知計画届	第 60 条の 2	1
周知計画完了届	第 60 条の 2	1
ダイオキシン類管理対象事業所廃止届	第 63 条の 2	2
ダイオキシン類管理対象地に係る土地区画形質変更等届	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る土壌調査報告	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画	第 60 条準用	0
ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画完了報告	第 60 条準用	0
土地の区画形質の変更の周知計画届（ダイオキシン類）	第 60 条の 2 準用	0
周知計画完了届（ダイオキシン類）	第 60 条の 2 準用	0
計		25



(3) 環境影響評価制度

①制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業が行われる際に、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査・予測・評価し、さらにその結果を地域住民に周知し、事業者・住民・行政が意見を出し合って、環境を守ることを目的としている。

神奈川県では、昭和 56 年 7 月に環境影響評価条例を制定し事務を進めてきた。平成 10 年 7 月には、環境影響予測評価実施計画書を作成する前段階の周知や、事業完成後に事後調査を行う等の改正が行われ、高速道路の建設や廃棄物処理施設の建設等 28 事業について手続きが必要となった。これらの事業には、それぞれ対象となる種類・規模が設定されている（資料編 3、1-(3)参照）。

国においては、環境影響評価法が平成 11 年 6 月 12 日に施行され、県条例で定める事業より規模の大きな開発事業が対象となっている。

本市においては、各アセスメント対象事業に対して、県への意見回答や縦覧場所の提供などを行っている。

②環境影響評価条例に基づく事務の状況

平成 18 年度は次の事業について、環境影響評価条例に基づく事務を行った。

○日産先行開発センター建設事業（事業者：日産自動車株式会社）

H18. 9. 8 日産先行開発センター建設事業に係る事後調査報告書の写しについて県から市へ縦覧依頼（縦覧期間 H18. 9. 12～H18. 9. 26）

神奈川県環境影響評価条例が制定されてからの、本市に関連する環境影響評価事業は次のとおりである。

表-13) 厚木市における環境影響評価事業

事業名	事業者	手続開始	完了年度
清川カントリークラブ総合開発事業	株式会社清川カントリークラブ	昭和 57 年	平成元年
キャノン中央研究所建設事業	キャノン株式会社 (事業所廃止)	昭和 58 年	昭和 60 年
栗田工業(株)総合研究所建設事業	栗田工業株式会社 (事業所廃止)	昭和 58 年	昭和 60 年
ミノルタカメラ(株)厚木研究所建設事業	ミノルタカメラ株式会社	昭和 60 年	昭和 62 年
第一東海自動車道 (厚木～大井松田) 事業	日本道路公団	昭和 62 年	平成 8 年
相模取水施設建設事業	県広域水道企業団	平成 2 年	平成 12 年
神奈川県産業技術総合研究所	神奈川県	平成 3 年	平成 11 年
相模原都市計画地区画整理事業 しおだ土地区画整理事業	神奈川県	平成 3 年	平成 14 年
さがみ縦貫道路事業	建設省関東地方建設局・ 神奈川県・日本道路公団	平成 4 年	継続
厚木秦野道路(一般国道 246 号 バイパス) 事業	建設省関東地方建設局・神奈川県	平成 6 年	継続
さがみ縦貫道路事業 (愛川町中津～城山町川尻)	建設省関東地方建設局・神奈川県	平成 7 年	継続
第二東名自動車道事業	建設省関東地方建設局・神奈川県	平成 6 年	継続
相模興業採石場増設事業	相模興業株式会社	平成 11 年	継続
日産先行開発センター建設事業	日産自動車株式会社	平成 14 年	継続

※工事が完了した事業でも、一定期間の事後調査が義務付けられている。

(4) 合併処理浄化槽推進事業

公共用水域の水質汚濁源として大きな割合を占める生活排水対策として、「厚木市合併処理浄化槽整備事業補助金交付制度」を平成元年度に発足させ、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に努めている。

この制度は公共下水道処理予定区域外を対象とし、合併処理浄化槽の設置者にその費用の一部を補助するもので、平成18年度の実施状況は表-14及び図-1のとおりである。なお、平成17年度からは補助対象となる条件が変更になっている。

表-14) 平成18年度補助件数

区分	補助基数	人槽数	補助金額(円)
合計	43	248	29,320,000

図-1) 年度別補助基数及び人槽数

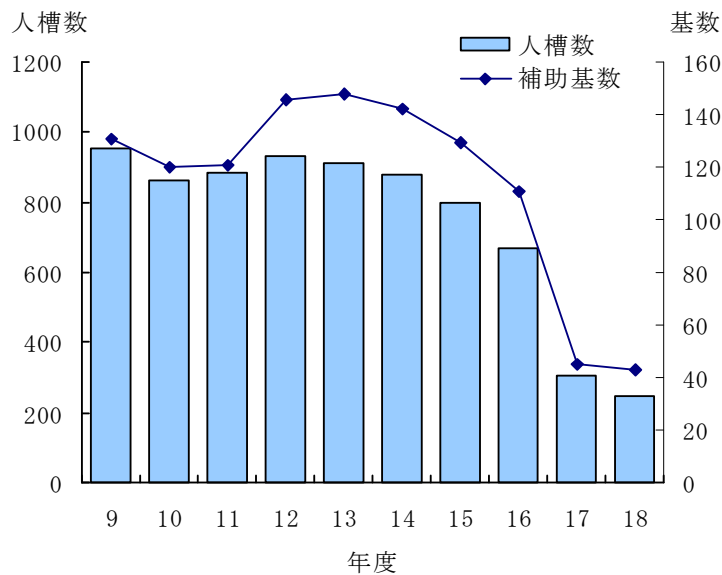


表-15) 合併処理浄化槽設置基数地区別実績

年度 地区	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	元年度～18年度 までの合計 ()は人槽数	
	依知	16	7	13	13	11	9	4	3	2	2	105
睦合	33	26	38	50	45	33	39	17	14	4	412	(2,793)
荻野	27	26	20	34	34	31	24	12	9	11	365	(2,408)
小鮎	28	27	25	20	32	38	31	24	10	11	395	(2,820)
南毛利	7	9	9	6	4	4	5	8	4	2	114	(835)
玉川	17	22	13	20	21	25	23	39	3	12	312	(2,257)
相川	3	3	3	3	1	2	3	8	3	1	57	(402)
合計	131	120	121	146	148	142	129	111	45	43	1,760	(12,239)

(5) 広報・啓発

①神奈川環境月間

1972年6月スウェーデンの首都ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境の汚染、資源の枯渇、開発途上国の開発といった数多くの問題が協議され、人間環境の保全と改善について積極的に努力することが決議された。この会議が開催された6月5日を記念して、その日を「世界環境デー」と定め、各国政府、国連機関が環境保全のための啓発活動を展開しようという決議が、同12月の国際会議で決定されるに至った。

我が国においては、平成5年に制定された環境基本法の中で、6月5日が「環境の日」と定められており、環境省所管の下に6月の1箇月間を「環境月間」と定めて、全国的な啓発活動を展開している。

また、神奈川県においても「かながわ環境月間」を定め、環境問題に対する意識の啓発のために、各種事業を実施している。これを受けて、本市においても次のような啓発活動を実施した。

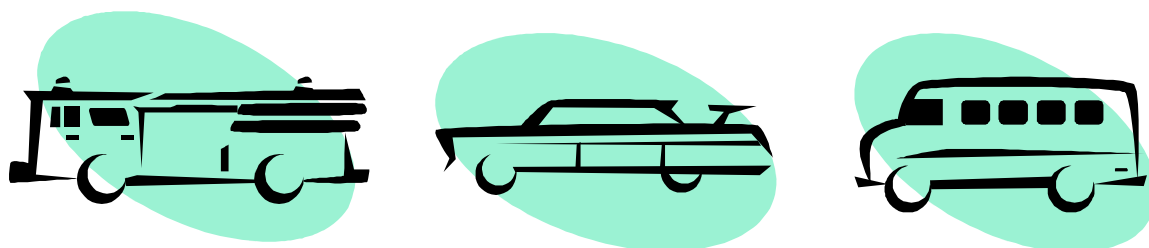
表-16) 平成18年度「かながわ環境月間」に伴う啓発活動

活動名称	活動内容	対象数	実施主体
工場・事業場への立入調査	有害物質を使用する事業所等に対し、使用等状況調査及び県条例の改正事項について啓発を行った。	3社	神奈川県 厚木市
啓発ポスターの送付	環境省が作成した環境月間の啓発ポスターを、市施設及び市内の大規模事業所に送付した。	市施設 70箇所 事業所29社	厚木市

②厚木市冬期自動車交通量対策

本市では、二酸化窒素濃度が高くなる冬期に自動車の使用抑制を呼びかけるなど、自動車からの窒素酸化物排出量の削減を全市的に行っている。

平成18年度は、市内の335事業所に協力依頼を行うと同時に、窓口でのポスター掲示やパンフレット配布等を行った。

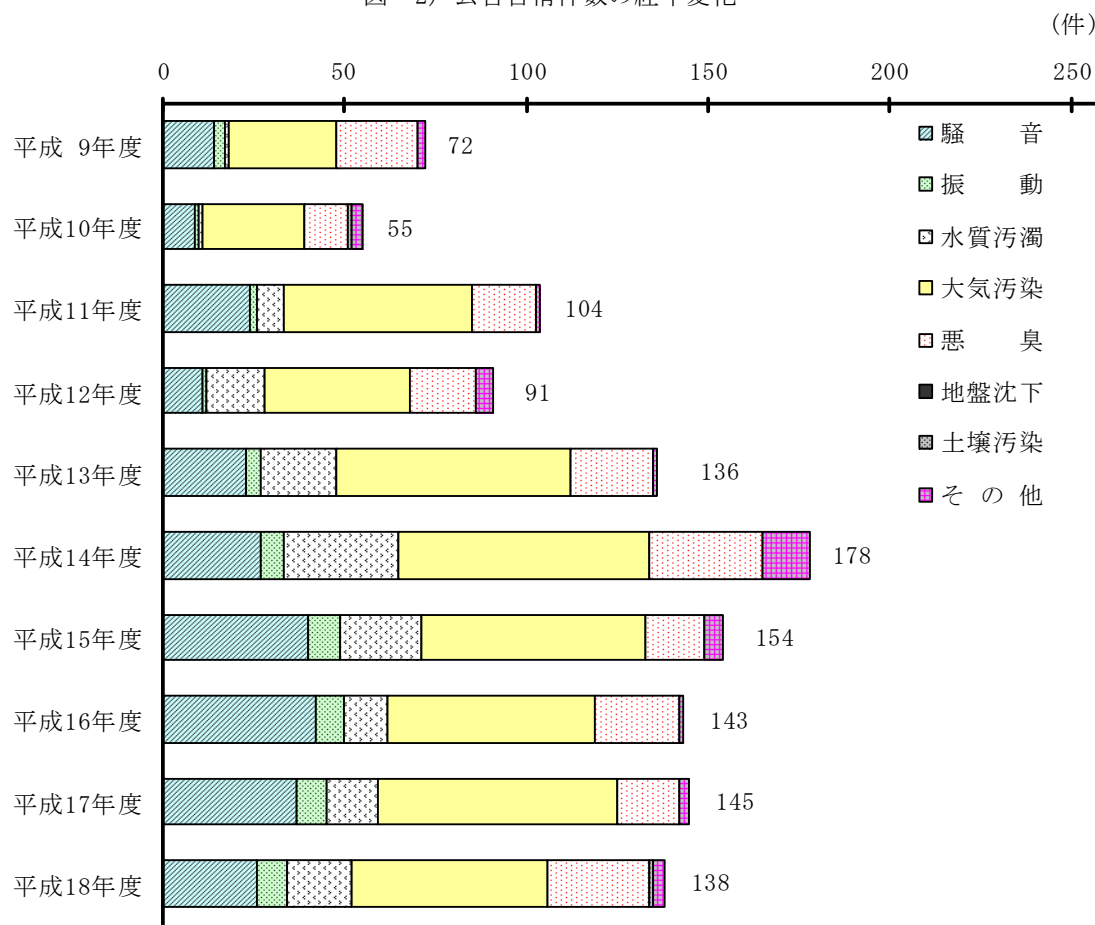


(6) 公害苦情の状況

①平成 18 年度公害苦情の概況

公害苦情の受付件数は、昭和 63 年度にそれまでの最高である 141 件を記録した後、年々減少傾向にあったが、近年ダイオキシン類の問題が浮上し、平成 11 年度以降は焼却炉からのばい煙や野焼きの苦情が増大した。平成 15 年度以降は、準工業地域内の宅地分譲が進んだことや生活スタイルが多様化していること等によって、騒音苦情が増えて来ている。

図-2) 公害苦情件数の経年変化



②公害苦情の発生状況

平成18年度の公害苦情受付件数は138件であり、平成17年度と同程度であった。苦情を種類別に見てみると、相変わらずばい煙や野焼きといった大気汚染苦情が全体の約4割を占め、騒音や悪臭の苦情と合わせると全体の約8割にのぼっている。

発生状況を月別に見ると、騒音苦情は窓を開けることが多くなる夏に、ばい煙苦情は農家や建築業の焼却が多くなる冬に、それぞれ発生しやすい傾向がある。

表-17) 公害苦情の年度別発生状況

種類		年度										割合 (%)
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
騒音		14	9	24	11	23	27	40	42	38	26	18.8
振動		3	1	2	1	4	6	9	8	7	8	5.8
水質汚濁		1	1	7	16	21	32	22	12	13	18	13.0
大気汚染	ばい煙	29	26	51	36	60	61	59	48	17	45	32.6
	粉じん	0	1	1	3	4	7	3	8	6	7	5.1
	ガス	1	1	0	1	0	1	0	1	0	2	1.4
悪臭		22	12	18	18	23	31	16	23	18	28	20.3
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
土壌汚染		0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
その他		2	3	1	5	1	13	5	1	3	3	2.2
計		72	55	104	91	136	178	154	143	145	138	100

※端数処理により、割合の合計値が100にならない場合がある。

表-18) 平成18年度公害苦情の月別発生状況

種類		月											計	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
騒音		3	3	1	2	3	0	3	3	1	1	2	4	26
振動		0	1	3	0	0	0	0	0	1	0	1	2	8
水質汚濁		1	0	1	4	1	1	0	1	1	3	3	2	18
大気汚染	ばい煙	3	3	6	3	2	1	6	2	3	5	7	4	45
	粉じん	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	1	1	7
	ガス	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
悪臭		3	1	4	0	4	3	5	2	2	1	2	1	28
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
その他		0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
計		10	9	19	9	12	5	16	9	8	10	16	15	138

平成 18 年度に受付けた苦情を発生源別に見てみると、17 年度に引き続き、建設業が騒音やばい煙の発生源としていずれも 10 件を超えている。

表－19) 平成 18 年度公害苦情の業種別発生源件数

業 種	騒音	振動	水質汚濁	大気汚染	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
農業	0	0	2	10	3	0	0	0	15
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	11	8	2	18	0	0	0	0	39
製造業	5	0	1	7	7	0	0	0	20
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	1	0	0	0	1
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	1	0	0	0	0	0	0	0	1
卸売・小売業	0	0	1	0	1	0	0	0	2
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	3	0	0	0	0	3
飲食店・宿泊業	2	0	0	1	4	0	0	0	7
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	0	0	1	0	0	0	0	1	2
複合サービス業	1	0	0	1	0	0	0	0	2
サービス業（他に分類されないもの）	3	0	2	5	4	0	0	1	15
公務（他に分類されないもの）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分類不能の産業	2	0	0	1	0	0	0	0	3
家庭生活（個人）	0	0	0	4	1	0	1	0	6
その他	0	0	0	1	1	0	0	0	2
不明	1	0	9	3	6	0	0	1	20
合 計	26	8	18	54	28	0	1	3	138

また、平成 18 年度に受付けた苦情を地区別・用途地域別に見てみると、住居系の地域では騒音に関する苦情が、市街化調整区域が多い地域ではばい煙に関する苦情が多くなっている。

表-20) 平成 18 年度公害苦情の地区別発生件数

種類	地区										計
	厚木	依知	睦合	小鮎	荻野	南毛利	玉川	相川	緑ヶ丘	市外	
騒音	6	5	7	0	3	3	1	1	0	0	26
振動	3	0	0	0	0	4	0	1	0	0	8
水質汚濁	1	2	2	1	2	4	0	5	0	1	18
大気汚染	ばい煙	1	5	7	7	4	14	2	5	0	45
	粉じん	2	2	1	0	0	2	0	0	0	7
	ガス	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
悪臭	3	7	5	2	2	5	0	3	1	0	28
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3
計	16	23	22	10	11	35	4	15	1	1	138

表-21) 平成 18 年度公害苦情の用途地域別発生件数

発生源に係る用途地域			被害等に係る用途地域		
用途地域	件数	割合(%)	用途地域	件数	割合(%)
第一種低層住居専用	3	2.2	第一種低層住居専用	4	2.9
第一種中高層住居専用	15	10.9	第一種中高層住居専用	15	10.9
第二種中高層住居専用	2	1.4	第二種中高層住居専用	2	1.4
第一種住居	18	13.0	第一種住居	16	11.6
第二種住居	8	5.8	第二種住居	8	5.8
準住居	0	0.0	準住居	0	0.0
近隣商業	4	2.9	近隣商業	4	2.9
商業	9	6.5	商業	16	11.6
準工業	16	11.6	準工業	9	6.5
工業	13	9.4	工業	13	9.4
工業専用	3	2.2	工業専用	1	0.7
市街化調整	44	31.9	市街化調整	24	17.4
市外	0	0.0	市外	1	0.7
不明	3	2.2	不明	25	18.1
合計	138	100	合計	138	100

※端数処理により、割合の合計値が 100 にならない場合がある。

③公害苦情の被害状況

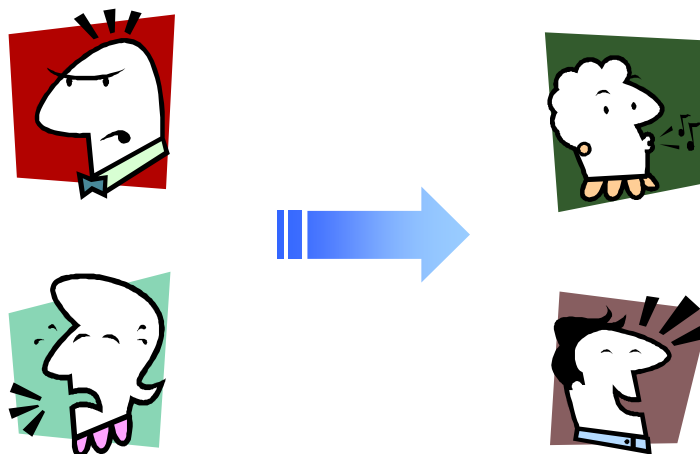
平成18年度に受付けた公害苦情を被害状況別に見てみると、9割が感覚的な被害を訴えるものであった。

表-22) 平成18年度公害苦情の被害状況

分類	生命 身体	財産	動物 植物	感覚 心理	その他	不明	計
件数	4	3	0	125	6	0	138
割合	2.9%	2.2%	0%	90.6%	4.3%	0%	100%

※分類について

- 生命・身体 …体に直接被害を受けている場合、又は、精神的なもので医療を受けた場合をいう
- 財産 …家具や生活品の破損、汚れ等による被害をいう
- 動物・植物 …家畜、愛がん用動物、米麦、野菜及び植物等の動植物被害並びに自然界に生育する動植物の生育環境の悪化による被害をいう
- 感覚・心理 …うるさい、くさい、汚い、不快だ等の感覚的・心理的被害で心身の健康を害する程度に至らない程度のものをいう
- その他 …苦情者に被害が及ばないものや、上記のいずれにも当てはまらないものをいう



④公害苦情の処理状況

平成18年度の苦情処理状況は、図-3に示すとおり、新規に受け付けた苦情については約84%の解決率となっている。また、平成17年度以前から処理を継続している苦情についても、70%の解決率となった。新規受付苦情では発生源側の速やかな対処によって解決となっている案件が多いのに対し、継続苦情では感情的なこじれ等によって処理が長引くケースが目立っている。

図-3) 平成18年度公害苦情の処理状況

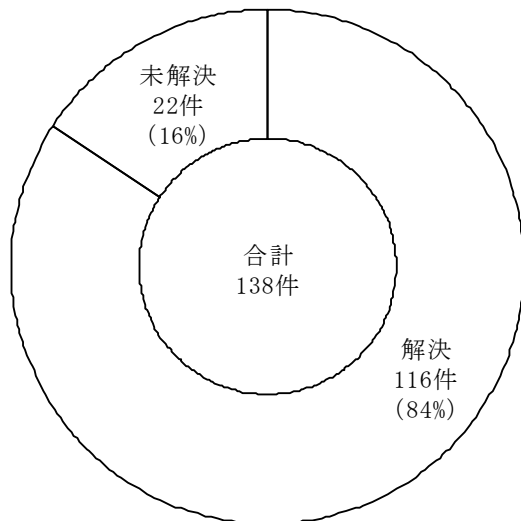


図-4) 前年度繰越苦情の処理状況

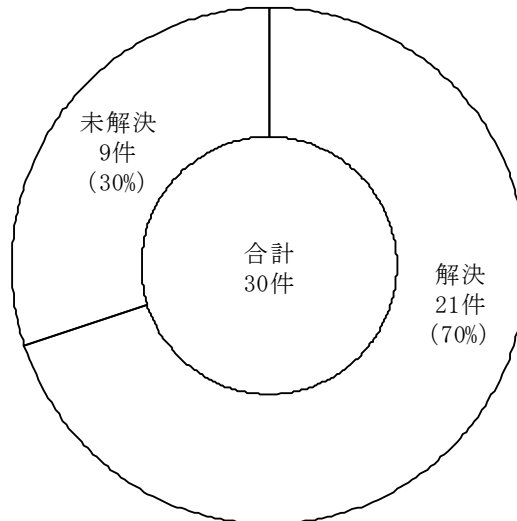


表-23) 平成18年度公害苦情解決方法

解決の種類	平成18年度受付分の解決件数	前年度の繰越分の解決件数	合計	割合 (%)
事業所の移転	2	0	2	1.5
機械・施設の移転	0	0	0	0.0
機械・施設の改善	9	6	15	10.9
故障の修理・復旧	3	0	3	2.2
作業・使用方法の改善	17	5	22	16.1
作業時間の変更・短縮	1	1	2	1.5
操業・行為の停止・中止	29	5	34	24.8
原因物質の回収・撤去	10	0	10	7.3
被害者の建物への対策	0	1	1	0.7
その他	45	3	48	35.0
合計	116	21	137	100